

各 位

平成 26 年 8 月 20 日

北雄ラッキー株式会社
代表取締役社長 川端 敏

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、弊社は公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けました。

これは、弊社が「店舗で販売する食料品」の製造を委託した下請事業者様に対して、下請事業者様の責めに帰すべき理由がないのに、支払うべき下請代金の額を減額していた行為が、下請法第 4 条第 1 項第 3 号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものであります。

なお、減額分につきましては、平成 26 年 7 月 24 日までに、全額を当該下請事業者様に返還しております。

弊社は、お取引先様と取り交わした契約書に基づき、商品取引を行ってまいりましたが、下請法についての理解が不足しており、結果として下請法に反する取引形態となっておりました。

弊社といたしましては、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容等を役員及び全従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなどコンプライアンス意識の向上と再発防止に努めてまいり所存でございます。

下請事業者様はじめ関係者の皆様には、ご心配、ご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。

以 上